

請願第11号 町田市本町田7-3宅地造成工事計画に関する「住みよい街づくり」の観点からの請願

請願要旨

町田市本町田字二号249番3外周辺の緑地（通称「くじら山」）の大規模宅地開発に関しては、開発事業者から大幅な変更（旧開発計画申請は取下げ）を伴う新開発計画（開発区域面積12千㎡、住宅戸数49戸）につき、先般、近隣住民説明会がありました。

本宅地開発計画においては、「町田市住みよい街づくり条例」に基づく「住みよい街づくり」の特に住民の安全性の確保の観点より看過しがたい問題点があると言わざるを得ません。

第一に開発計画地の車両通行可能な出入口が1箇所しかない。本出入口付近で何らかのトラブルが発生し車両の出入りができなくなった場合には、救急時、火災時あるいは大震災時の消防・救助活動に支障が生じ極めて大きな問題である。人命に関わる緊急事態発生時の住民の安全対策が御座なりにされており、安全より収益優先の開発計画と言わざるを得ない。また、開発地区内の火災が広がっていった場合には、周辺の近隣住宅への類焼のリスクは極めて高く、近隣住民にとっても安全な生活が脅かされることになる。

第二に、開発計画地の本出入口は児童公園に接しており公園の主要な出入口が極めて近い。かつ出入口は角地に面し見通しが悪い場所である。また、この児童公園には隣接地区住民用の防災倉庫が設置されており、災害発生時には多くの住民の頻繁な出入りが想定される。安全な「住みよい街づくり」の観点より、開発計画地の本出入口の場所はそもそも出入口としては不適格な場所と言わざるを得ない。

第三に切土、盛土による宅地、急傾斜地、公園等の造成地において、M7クラスの首都直下型大地震発生時には東日本大震災時に経験したような家屋直下の地盤沈下や大規模な家屋・擁壁の傾き、倒壊などの恐れが考えられる。特に、開発地の南側隣接地との境界に設置される擁壁の高さは依然として高く（最大5m弱）、大地震発生時にはその擁壁は倒壊してしまうのではないかと、そうなったら自分の土地は建物は家族は大丈夫か、と住民の不安は解消されていない。また、工事実施期間中の安全確保についても、現時点では不明な点も多く、周辺住民は同様に不安を感じている。

そこで、「町田市住みよい街づくり条例」の目的や基本理念に則り、市民、事業者及び市の相互信頼、理解及び協力のもと、三者の創意工夫による取組によって、地域及び地区の特性を活かした個性ある街づくりを実現し、健康で文化的かつ個性ある地域生活を享受するため、また、本開発事業に関する住民の安全を確保するため次の請願を行うものである。

請願項目

町田市は安全性を重視した「住みよい街づくり」の強い指導を行うこと

1. 車両通行可能な出入口の設置の件

(1) 車両通行可能な出入口を2箇所以上設置

車両通行可能な出入口が1箇所の原案は救急時、火災時、大震災時の対策上、極めて大きな問題である。本出入口を2箇所以上設けるよう町田市から事業者に対して強い指導を行うこと。

(2) 車両通行可能な出入口周辺の住民の安全確保

本出入口の場所は児童公園に接しておりその主要な出入口も近く、かつ、角地に面しており見通しが悪い。また、児童公園には隣接住民用の防災倉庫が設置されており災害発生時には住民の頻繁な出入りが想定される。町田市は事業者が本出入口の場所の変更をしない場合には、児童公園の利用者、出入口近辺の歩行者および災害発生時の防災倉庫利用者の安全を確保する対策を講じること。

2. 工事中、工事後の安全確保と住民への説明の実施

多くの近隣住民が開発地では首都直下型大地震時には東日本大震災時に経験したような家屋直下の地盤沈下や大規模な家屋・擁壁の傾き・倒壊などが発生し、隣接地にも大きな影響を及ぼすのではないかと、また、工事実施期間中の安全確保は大丈夫か等不安を抱いていることから、単に事業者と住民の間だけでのやりとりで済ませるのではなく、町田市としても関与し、工事期間中の安全性および将来的安全性に関する確認を行うとともに、近隣住民に対して分かりやすい説明を行うこと。